

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和5年6月12日)

項 目	ページ
■ 鳥取県立農村総合研修所の指定管理者審査要項（案）の概要について 【農林水産政策課】……………	2
■ 鳥取県ため池監視システムの運用開始について 【農地・水保全課】……………	4
■ 「とっとり共生の里」の活動協定調印式について 【農地・水保全課】……………	6
■ 境漁港クロマグロ初水揚げについて 【境港水産事務所】……………	7
■ 食パラダイス鳥取県アンバサダー募集開始について 【食のみやこ推進課】……………	8
■ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課】……………	9

農 林 水 産 部

鳥取県立農村総合研修所の指定管理者審査要項（案）の概要について

令和5年6月12日
農林水産政策課

令和6年度から鳥取県立農村総合研修所の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

鳥取県農業協同組合中央会
（指名理由）

現在の指定管理者である「鳥取県農業協同組合中央会」は、JAグループの健全な発展を目的に、各農協への指導、監査、人材育成等を担う組織であり、当該施設の目的である、「農村指導者等の研修のための利用に供し、もって農業の振興に資する」ため、県内農業関係団体等と連携しながら研修を企画・実施できる団体である。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

ア 施設設備の維持管理に関する業務

イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ウ その他施設の管理運営に必要な業務

・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

（2）管理の基準（基本的事項）

ア 開所時間、休所日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

なお、利用料金は現行の金額を標準とする。

イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

なし。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------|
| （1）審査要項の送付 | 令和5年6月中旬 |
| （2）書類の提出期限 | 令和5年7月下旬 |
| （3）審査委員会（候補者の審査） | 令和5年8月上旬 |
| （4）審査結果の通知・公表 | 令和5年8月中旬 |
| （5）指定管理者の指定 | 令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を審査。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、施設に関する有識者（2名）、農林水産部次長〔計5名〕

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 〔開所時間、休所日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	55点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	20点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用〕 〔男女共同参画推進企業の認定等〕 〔ISO14001・TEAS I種規格等の認証等〕 〔あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	26点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を公表する。

鳥取県ため池監視システムの運用開始について

令和5年6月12日
農地・水保全課

決壊により下流住民等に影響を及ぼす危険のある防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）に係る安全確保及び避難体制強化を図るため、「鳥取県ため池監視システム導入推進事業」により監視カメラ及び水位センサーを県下4市町25箇所を設置し、令和5年4月1日からICTを活用したシステム運用を開始しました。

1 鳥取県ため池監視システム導入推進事業

(1) 事業概要

防重ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置導入を推進し、決壊等による犠牲者ゼロを目指す。

(2) ため池監視装置設置

防重ため池を対象に監視カメラ・水位計等の監視装置を設置する。（装置導入の加速化及び導入後の防災体制構築を図るため、令和4年度から6年度まで、県による集中的設置に取り組む。県で設置した施設は市町へ譲与。）

○予定箇所数：60箇所 ○概算事業費：79,365千円 ○補助率：定額（国10/10）

(3) 監視装置使用に係る通信料等への支援

これまでシステム導入の隘路となっていた通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストについて、県が一定の支援を行う。（全国的にも事例が少ない先進事例）

○補助率：市町村負担の1/2（上限30千円/箇所）

2 整備状況

◇令和4年度にため池監視システムを整備した防災重点農業用ため池

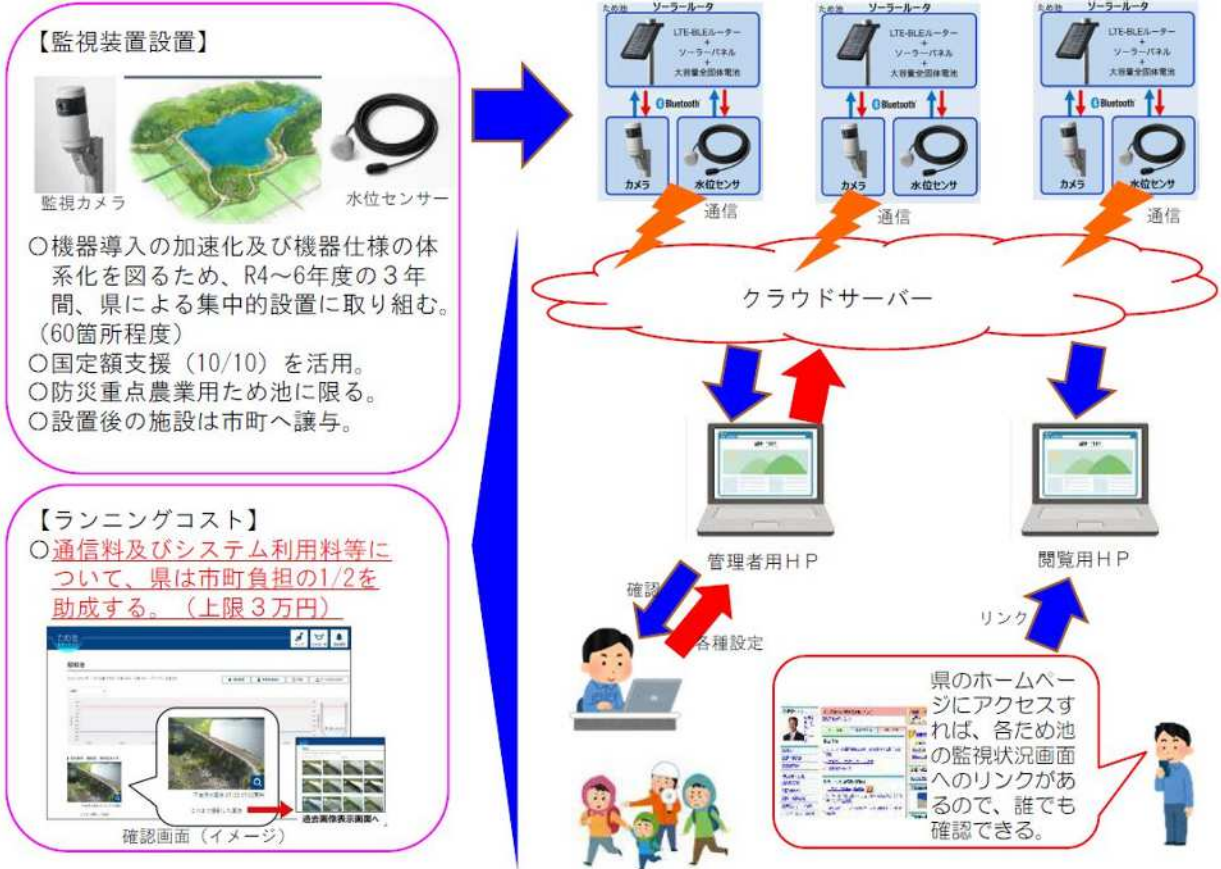
市町村	設置箇所数	対象ため池
鳥取市	3	神谷奥堤、奥谷口池、新城寺池
湯梨浜町	3	上谷、荒神谷、山辺
北栄町	11 [※]	西ノ井津、桜池、下堤、大谷池、門戸、岩坪、種ヶ池、野田、穂波、樽見溜池、金操溜池
琴浦町	2	下鳥池、上鳥池（※2池ともシステム運用は北栄町）
伯耆町	6	大成池、宝殿池、原堤、清山池、番原池、福岡池
計	25	

※ 北栄町は防重ため池全箇所にシステム設置が完了（廃止予定1箇所を除く）

◇令和5年度整備予定 10箇所

<参考>

○ 鳥取県ため池監視システムのイメージ



○ 鳥取県ため池監視システム【画像】
とりネット上のポータルサイト画面



監視カメラ画像



ワンクリックで状況を瞬時に確認

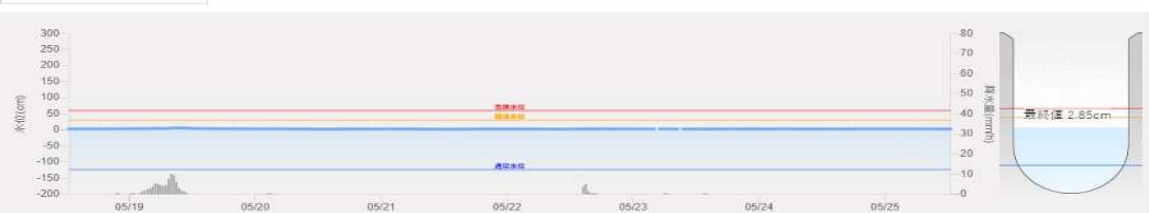
ため池水位グラフ [住民誰でも貯水状況を把握可能で、避難初動の迅速化に寄与]

下堤

鳥取中西部 北栄町 / 堤高:4.0m、堤長:94.0m、総貯水量:15.5千㎡ / アメダス:塩津

通知履歴 印刷 データ出力(CSV)

1週間



拡大表示

「とっとり共生の里」の活動協定調印式について

令和5年6月12日
農地・水保全課

中山間地域の農村集落と企業が連携し、農地や農業用水路など地域資源の保全活動と併せて、農産物の生産や加工品づくりに取り組むことで、農業・農村の活性化につなげる「とっとり共生の里」について、次の2地区で活動協定の調印式を行いました。

1 気高町殿地区（鳥取市気高町）

（1）協定調印式の概要

- 1) 日 時 令和5年3月8日（水） 午前11時から11時30分まで
- 2) 場 所 鳥取県庁 第4応接室
- 3) 内 容 協定書署名等
- 4) 調印者

集 落	企 業	鳥取県	鳥取市
清水の恵みを守る会 会長 細谷 星一	明治安田生命保険相互会社 鳥取支社長 八矢 一城	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取市長 深澤 義彦 ※当日代理出席

（2）協定の概要

- 1) 協定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- 2) 活動内容
 - ①農地・農業用施設の保全管理（草刈り、有害鳥獣防止柵設置など）
 - ②耕作放棄地の草刈り・耕運、そばの種まき
 - ③農産物の販売促進、収穫物を利用した加工品づくり
 - ④収穫祭等地域イベントの交流活動



2 楠城地区（鳥取市国府町）

（1）協定調印式の概要

- 1) 日 時 令和5年5月23日（火） 午前11時30分から正午まで
- 2) 場 所 鳥取県庁 第4応接室
- 3) 内 容 協定書署名等
- 4) 調印者

集 落	企 業	鳥取県	鳥取市
共生の里なわしろ 代表 山本 暁子	鳥取ガス株式会社 代表取締役社長 児嶋 太一	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取市長 深澤 義彦 ※当日代理出席

（2）協定の概要

- 1) 協定期間 令和5年5月23日～令和10年3月31日（5年間）
- 2) 活動内容
 - ①農地・農業用施設の保全管理（草刈り、水路の泥上げなど）
 - ②遊休農地の草刈り・耕耘、有害鳥獣捕獲罠、檻の設置・管理
 - ③捕獲した有害鳥獣の加工品づくり、販売検討
 - ④集落内の交流施設（芝生広場、バーベキューハウス等）を活用したイベント開催



境漁港クロマグロ初水揚げについて

令和5年6月12日
境港水産事務所

5月25日（木）に境漁港において、長崎県所属のまき網漁船がクロマグロの初水揚げを行いました。前年より5日早い水揚げです。

	令和5年	令和4年
水揚げ日	5月25日（木）	5月30日（月）
水揚げ船団	第8源福丸（長崎県）	第88天王丸（愛媛県）
水揚げ量	60.9トン	56.1トン
水揚げ本数	534本	437本
体重	62～212kg（平均114kg）	64～232kg（平均128kg）
単価（高値）	2,780円/kg	2,910円/kg（初セリにおける過去の最高値）

<初セリ式>

日時 5月25日（木）午前8時30分
（午前9時から入札）

場所 境漁港1号上屋

内容 ・境港天然本マグロPR推進協議会
島谷副会長挨拶
・境港水産事務所長手締め



マグロ陳列と初セリ式の様子（1号上屋）

<PR活動について>

○境港天然本マグロPR推進協議会によるPR活動

- ・5月26日（金）、関西本部とともに関西圏の百貨店（阪神梅田本店、あべのハルカス近鉄本店）において、初水揚げPRイベントを実施し、マグロ解体ショーや試食等を行った。特に解体ショーを行った阪神梅田本店では、解体ショーの見物客やマグロを買い求める客で賑わい、大盛況であった。（昨年は感染症対策のため試食は未実施）
- ・6月18日（日）に4年ぶりに第10回境港まぐろ感謝祭を開催予定である。

日時：令和5年6月18日（日）午前9時～12時30分 メイン会場：境港水産物地方卸売市場2号上屋
内容：マグロ解体ショー、刺身ふるまい、切り身・マグロ丼販売、マグロ体重当てクイズ等
主催：境港天然本マグロPR推進協議会（前橋知之会長）

- ・6月24日（土）、三越伊勢丹浦和店において首都圏向けPRイベントを開催予定である。
- ・首都圏及び関西圏の百貨店へは、PR資材（のぼり旗、シール、ポスター）を提供し、各店舗でのPRに活用いただく予定である。

○その他

- ・量販店向けには、県がPOP等のPR資材をホームページからのダウンロード形式で提供しており、各店舗での鮮魚コーナーのデコレーションなどに活用いただく。
- ・6～7月にかけて、境港市が市内保育園等で実施する食育事業「マグロ集会」を実施（給食へのマグロの提供、DVD視聴等）し、境港水産事務所は「語りべ」として参加する。

<太平洋クロマグロ資源管理の取組>

- ・今年度の日本海における漁獲枠（12船団への漁船毎漁獲割当ての合計）は1,867トンである。（前年度：1,863トン）
- ・境港に水揚げする大中型まき網漁業者は、平成23年から全国に先駆けて大型魚（30kg以上）の漁獲量を制限するなど、率先して資源管理に取り組んでいる。
- ・平成27年からは、日本海で漁獲する大中型まき網における大型魚の漁獲上限を1,800トンとし、8月の操業自粛を開始した。
- ・平成30年からは、法律に基づく漁獲可能量（TAC）制度に移行し、令和4年からは日本海で操業する大中型まき網において、公的IQ（漁船毎漁獲割当てによる管理）が導入されている。

食パラダイス鳥取県アンバサダー募集開始について

令和5年6月12日
食のみやこ推進課

本年6月から、観光と連携して食の魅力を磨き上げ、インバウンドを含む県内外の観光客をおもてなしし、また、世界に誇るべき本県の農林水産物を国内外に力強く発信する「食パラダイス鳥取県」として新たなブランド戦略を展開中です。

その一環として、以下のとおり、「食パラダイス鳥取県アンバサダー」登録制度を創設し、「食パラダイス鳥取県アンバサダー」の募集を開始します。

1 「食パラダイス鳥取県アンバサダー」登録制度の概要

(1) 目的

「食のみやこ鳥取県」から「食パラダイス鳥取県」へステージアップを図り、鳥取県の豊かな食によるおもてなし力の向上と県内外及び国外への食の魅力発信を目的に、積極的に活動する事業者を「食パラダイス鳥取県アンバサダー」として登録します。

(2) 登録の対象

「食パラダイス鳥取県アンバサダー」は、「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、県産農林水産物や加工食品の活用やその良さのPR、おもてなし等につながる各店舗等にとっての新たなチャレンジを行う事業者を対象とします。

《対象区分》

小売店、飲食店、旅館・ホテル、農林水産業者、食品製造業者、その他

《取組事例》

- ・観光地の新たな目玉となる名物料理や食べ歩き、メニューの取扱・PR
- ・地域の伝統料理の取扱・PR
- ・インバウンド対応としてのメニューの多言語化
- ・基本的な感染予防対策の実施

(3) 募集開始 令和5年6月12日(月)



2 「食パラダイス鳥取県」ロゴデザインの概要

(1) デザインコンセプト

「食パラダイス鳥取県」としてステージアップする鳥取県の食の象徴となるよう、豊かな自然に育まれた鳥取県の特徴を表しつつ、本県の高品質な農林水産物や食の魅力を世界に発信する高級感のあるスタイリッシュなデザインをコンセプトとしました。

また、国外での販促活動や県内へのインバウンド対応のため、日本語をベースとしつつ、多言語表示(注)を併記することとしました。(注)日本語+英語・簡体字中国語・繁体字中国語・韓国語

(2) 選定経過

- ・選定に当たっては、過去にデザイン企画等において実績のある県内事業者を21者指名し、1事業者あたり2案を上限に募集し、9事業者から16案の提案を受けました。
- ・5/22に開催したデザイン審査会での意見を元に、県で最終選定しました。

(3) ロゴデザインの特徴

- ・鳥取を象徴する砂丘の風紋をあしらった器に多種多様な本県特産の農林水産物が詰め込まれたシンボルマークをデザイン
- ・高級感とスタイリッシュなイメージを持たせるためブラウンをメインカラー



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年6月12日
農地・水保全課

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 (中部総合事務所農林局)	東伯地区基幹水利施設 (除塵機更新)工事	東伯郡 琴浦町・ 北栄町	株式会社 フソウ 中国支店 支店長 宮原 利通	174,130,000円 (設計額184,455,700円) 落札率 94.4%	令和5年6月14日 ～ 令和6年3月19日	令和5年6月5日	【工事内容】 除塵設備更新 4箇所	制限付一般競争入札 2社 令和5年5月25日 開札